



平成 22 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 小糸製作所  
代 表 者 名 取締役社長 大嶽昌宏  
(コード番号 7276 東証第1部)  
問 合 せ 先 取締役総務部長 井上 敦  
(TEL 03-3443-7111)

## 保有有価証券に関する損失発生の見込みについて

当社及び当社の連結子会社であるコイトエンタープライズ株式会社(以下、「コイトエンタープライズ」)が保有する特定金銭信託並びにコイトエンタープライズが保有する債券に関して、以下のとおり最大で121億円の損失が発生する見込みとなりましたのでお知らせいたします。

なお、自動車照明関連事業は好調に推移しており、かかる損失が当社の業績にどの程度影響を与えるか現在算定中であります。追って、第3四半期決算短信公表時に改めてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 損失が発生する見込みとなった特定金銭信託及び債券

##### ①当社が保有する特定金銭信託(以下、「当社特金」)

(1)元 本：10億円

(2)信託設定日：昭和62年7月10日(当初信託設定日)及び平成3年3月29日(追加信託設定日)

##### ②コイトエンタープライズが保有する特定金銭信託(以下、「コイトエンタープライズ特金」)

(1)元 本：16億円

(2)信託設定日：平成4年2月27日

##### ③コイトエンタープライズが保有する債券1(以下、「KPC債(1)」)

(1)発 行 体：KPC Corporation(以下、「KPC」)

(2)額 面：30億円

(3)発 行 日：平成17年1月31日

(4)償 還 期 限：平成22年1月29日

##### ④コイトエンタープライズが保有する債券2(以下、「KPC債(2)」)

(1)発 行 体：KPC

(2)額 面：65億円

(3)発 行 日：平成17年3月31日

(4)償 還 期 限：平成23年3月31日

## 2. 損失が発生する見込みとなった経緯等

平成 21 年 10 月 1 日、コイトエンタープライズが保有する KPC 債(2)について、その半年分の受取利息 6500 万円のうち一部である約 1200 万円の支払いがなかったため、コイトエンタープライズが直ちに KPC 債(2)への投資を勧めた投資顧問会社(以下、「本件投資顧問会社」)に対し確認したところ、同月 8 日以降、本件投資顧問会社から、一昨年来の金融市場の混乱のため、KPC 債(2)のみならず、KPC 債(1)の元本の殆どが毀損し償還できない、さらに、本件投資顧問会社が運用を一任されている当社特金及びコイトエンタープライズ特金も元本が著しく毀損しているとの説明を初めて受けました。

しかし、KPC 債(1)及び KPC 債(2)については、それまで利息の支払いが遅延したことはなく、かつ本件投資顧問会社から各 KPC 債には米国債の担保が付いており、元本が保証されているとの説明を受けていたこと、当社特金及びコイトエンタープライズ特金についても、それぞれ信託銀行から受領している信託財産運用状況報告書によれば元本毀損の事実は認められなかったことから、本件投資顧問会社の説明を直ちに信用することができませんでした。

そこで、当社は、同月 27 日、次のとおり調査委員会を設置し、KPC 債(1)、KPC 債(2)、当社特金及びコイトエンタープライズ特金の元本毀損の有無、並びに事実関係等を調査することといたしました。

委員長	大嶽 隆司	当社代表取締役会長
委員	鹿島幾三郎	当社社外取締役
委員	草野 耕一	当社社外監査役
委員	川島 信義	当社社外監査役

以下、判明した調査結果をご報告いたします。

## 3. 事実関係

### (1) KPC の発行する社債(以下、「KPC 債」)に関する事実関係について

コイトエンタープライズは、本件投資顧問会社から、「KPC は平成 3 年 4 月に米系のファンド及び米系の会社により設立され、自ら資金調達を行うことにより、アジア地域も加えたりース案件と銀行債権の売買、不動産ファンド、資産担保証券等を扱うことを主たる業務とする会社である」との説明を受けております。また、コイトエンタープライズは、KPC が当時の大蔵大臣から証券の発行又は募集の許可を得ていることを書面で確認しております。

コイトエンタープライズは、平成 11 年以来、本件投資顧問会社から投資助言契約に基づく投資助言を受け、今回問題となっている KPC 債(1)及び KPC 債(2)を含め、合計 12 回、総額 324 億 2000 万円の KPC 債を取得しております。いずれの KPC 債についても、本件投資顧問会社から米国債の担保が付いており、安全性が極めて高いとの説明を受けており、KPC 債(1)及び KPC 債(2)以外の KPC 債については、いずれも元利金ともに順調に償還・利払いがなされてきました。なお、当社自身も平成 8 年から平成 14 年にかけて、本件投資顧問会社から投資助言契約に基づく投資助言を受け、KPC 債を取得しておりますが、いずれの KPC 債についても元利金ともに欠けることなく償還されております。

コイトエンタープライズは、平成 17 年 1 月に KPC 債(1)を、同年 3 月に KPC 債(2)を取得いたしましたが、これらの KPC 債についても、本件投資顧問会社から、従前の KPC 債と同様に米国債の担保が付いており、元本が保証され安全性が極めて高いとの説明を受けておりました。また、KPC 債(1)及び KPC 債(2)の元本残高について、現在に至るまで KPC から四半期ごとに、元本が 100%維持されている旨記載された残高証明書を受領しております。

しかるに、平成 21 年 10 月 8 日以降になって、突如として、本件投資顧問会社から、KPC 債(1)及び KPC 債(2)には、実際には米国債の担保が付いておらず、償還不能であると伝えられたため、コイトエンタープライズは、KPC の償還能力を確認するため、本件投資顧問会社に対し、貸借対照表等、KPC の資産状況を示す資料の提供を再三にわたり強く求めてまいりましたが、現在に至るまで、本件投資顧問会社は、かかる資料の提出を拒絶しております。また、米国債の担保が付いているとの虚偽説明を本件投資顧問会社が行っていた理由について、本件投資顧問会社は不合理な弁解に終始しております。

このような本件投資顧問会社の態度や、KPC に償還能力があることを示す資料が確認できなかったこと、KPC 債(2)の利息の一部が現在に至るまで未払いのままであることを考慮し、実際は KPC 債(1)及び KPC 債(2)には米国債の担保が付いておらず、いずれも元本(合計 95 億円)の大半が償還されないであろうと判断するに至りました。

## (2) 当社特金及びコイトエンタープライズ特金に関する事実関係について

当社特金及びコイトエンタープライズ特金の運用は、本件投資顧問会社に一任しておりました。そして、当社特金及びコイトエンタープライズ特金については、それぞれ信託銀行及び本件投資顧問会社から信託財産運用状況報告書ないし運用報告書を受領しておりましたが、当該報告書上、元本が毀損したことは一度もないばかりか、毎期、当社及びコイトエンタープライズは信託配当を受領しておりました。

本件投資顧問会社が提出を拒んでいるため、当社特金及びコイトエンタープライズ特金の元本毀損を直接示す資料は入手できておりません。しかしながら、調査の結果、当社特金もコイトエンタープライズ特金も、運用方針に違反して、実態としては、極めてリスクの高い金融商品で運用された結果、同商品がいずれも破綻し、元本の殆どが毀損している可能性が高いことが判明いたしました。

しかしながら、これらの高リスク商品は、現在でも当社特金及びコイトエンタープライズ特金の信託財産を構成しており、信託財産運用状況報告書では、現在に至るまで、いずれも十分な資産価値のある外国投資信託受益証券として報告されてきました。この点につき調査したところ、信託財産運用状況報告書は、本件投資顧問会社担当者から提出される資料に基づいて作成されており、本件投資顧問会社が信託銀行に対して信託財産を構成する外国投資信託受益証券につき虚偽の評価額を記載した資料を提出していたことが判明いたしました。また、信託配当の原資も、本件投資顧問会社が事実上支配しているペーパーカンパニーと当社特金又はコイトエンタープライズ特金との間で破綻した高リスク商品の売買を繰り返すことで売買益を捻出していたことが判明いたしました。

以上から、当社特金及びコイトエンタープライズ特金の元本(合計 26 億円)の大半が償還されないであろうと判断するに至りました。

## 4. 責任の所在

以上のように、調査の結果、本件投資顧問会社は、コイトエンタープライズに対して、KPC 債(1)及び KPC 債(2)につき、米国債の担保が付いていないにもかかわらず、米国債の担保が付いている旨の虚偽の説明をしていたことが判明いたしました。

また、調査の結果、本件投資顧問会社は、当社特金及びコイトエンタープライズ特金につき、全て高リスク商品での運用を行っていたことが判明いたしました。当社及びコイトエンタープライズは、本件投資顧問会社との間で低リスク商品に分散投資する旨の投資一任契約を締結しており、本件投資顧問会社は投資一任契約に違反して当社及びコイトエンタープライズに無断で高リスク商品の運用を行っていました。また、本件投資顧問会社は、真実は特金の元本が毀損していたにも関わらず、これを隠蔽するため、当社及びコイトエンタープライズに対し、あたかも商品の価値があり元本が存在するかのよう虚偽の内容を報告しておりました。

そこで、当社及びコイトエンタープライズは、本件投資顧問会社に対し、損害賠償請求訴訟を提起していくことを検討しております。また、当社及びコイトエンタープライズは、既に金融庁に対して、本件投資顧問会社の違法行為を申告して適切な措置を行うよう求めています。

上記のように、本件は本件投資顧問会社が米国債担保が付いているとの虚偽説明、高リスク商品の無断運用、虚偽報告等をしてきたために生じたものであり、調査の結果、当社及びコイトエンタープライズの役職員が違法行為を行っていたことを疑わせる事実は認められませんでした。しかし、最大で121億円もの損害の可能性を招いた経営上の道義的責任の観点から、現在、役職員の処分案を検討しております。

## 5. 再発防止について

当社や当社連結子会社においてこのような被害の再発を防止するため、当社及びコイトエンタープライズとしては、まず、KPC債及びコイトエンタープライズ特金を保有するコイトエンタープライズを清算したうえで、金融商品の運用を当社で一律に統括管理することを計画しております。

同時に、当社における金融商品運用のリスク管理を徹底・強化するため、金融商品の投資・運用に関する社内規程を整備し、運用担当者に金融商品に関する専門知識を習得させ、取締役会等によるチェック体制を強化するとともに、弁護士等の専門家による検証体制を構築することを検討しております。

### <参考> コイトエンタープライズの概要

- (1) 名 称 : コイトエンタープライズ株式会社
- (2) 所 在 地 : 東京都港区高輪四丁目8番3号
- (3) 代 表 者 : 代表取締役社長 後藤周一
- (4) 設 立 : 昭和61年3月15日
- (5) 事業内容 : 金融業務、損害保険の代理店業 他
- (6) 決 算 期 : 12月末
- (7) 資 本 金 : 50百万円(平成21年3月末)

以 上